

長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）3（1）及び（3）の事業による障害福祉サービス施設・事業所等における長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）は次のとおりとする。

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

そのため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

2 実施主体

長崎県とする。

3 事業内容

（1）障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

対象サービス

全ての障害福祉サービス施設・事業所等（通所系サービス事業所（1）短期入所サービス事業所、障害者施設等（2）訪問系サービス事業所（3）相談系サービス事業所（4）。以下、これらを総称して「障害福祉サービス施設・事業所等」という。）とする。

- 1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- 2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- 4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

事業内容

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

感染症対策を徹底するために必要な経費の例

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- ・ (研修受講等に要する)旅費、宿泊費等
- ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
- ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・ 自動車の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

交付額の基準

別添に規定する。

(2) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う。

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

() 対象サービス

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所(以下この及び下記において「在宅サービス事業所」という。)とする。

() 事業内容

計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成する。具体的な取組内容は、次の(ア)及び(イ)のとおり。

(ア) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行う。

(イ) 在宅サービス事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認(感染対策に係る要望を含む)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

- 1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。
- 2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。
- 3 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。
- 4 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

(ウ) 交付額の基準

別添に規定する。

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

() 対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所とする。

() 事業内容

「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

() 対象経費

- ・ 長机、飛沫防止パネルの購入費
- ・ 換気設備の購入及び設置に要する経費

- ・ 電動自転車等の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 感染防止のための内装改修費

() 交付額の基準
別添に規定する。

4 その他留意事項

(1) 助成の申請手続

経費の助成を受けようとする障害福祉サービス施設・事業所等の事業者は、県知事に対してその旨の申請を行う。

複数の障害福祉サービス施設・事業所等を有する事業者は、同一の県に所在する施設・事業所等について、一括して申請することができる。

感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。

1の障害福祉サービス施設・事業所等は、3の(1)及び(2)のいずれの助成も受けることができる。

障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別添

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）

対象事業所	令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等	
通所系	1 療養介護	2,374千円／事業所
	2 生活介護	757千円／事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	346千円／事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	273千円／事業所
	5 就労移行支援	265千円／事業所
	6 就労継続支援A型	335千円／事業所
	7 就労継続支援B型	353千円／事業所
	8 就労定着支援	52千円／事業所
	9 自立生活援助	27千円／事業所
	10 児童発達支援	380千円／事業所
	11 医療型児童発達支援	240千円／事業所
	12 放課後等デイサービス	360千円／事業所
短期入所	13 短期入所	204千円／事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	1,215千円／施設
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）	402千円／事業所
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）	358千円／事業所
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）	180千円／事業所
	18 福祉型障害児入所施設	1,182千円／施設
	19 医療型障害児入所施設	635千円／施設
訪問系	20 居宅介護	115千円／事業所
	21 重度訪問介護	188千円／事業所
	22 同行援護	65千円／事業所
	23 行動援護	115千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	46千円／事業所
	25 保育所等訪問支援	38千円／事業所
相談系	26 計画相談支援	60千円／事業所
	27 地域移行支援	44千円／事業所
	28 地域定着支援	46千円／事業所
	29 障害児相談支援	44千円／事業所
対象経費の例（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・（研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・建物内外の消毒費用・清掃費用 ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・自動車の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・居宅介護職員による同行指導への謝金 ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 	
交付額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設・事業所当たり上限額に達するまで助成することができる。 	
<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。</p> <p>※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>		

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。）

基準単価	3,000千円／施設・事業所
交付額の算定	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
※ 対象事業所：障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所	

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

対象事業所	① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所（※3）	②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所	
通所系	1 療養介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	2 生活介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	2千円／利用者	200千円／事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	2千円／利用者	200千円／事業所
	5 就労移行支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	6 就労継続支援A型	2千円／利用者	200千円／事業所
	7 就労継続支援B型	2千円／利用者	200千円／事業所
	8 就労定着支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	9 自立生活援助	2千円／利用者	200千円／事業所
	10 児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	11 医療型児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	12 放課後等デイサービス	2千円／利用者	200千円／事業所
短期入所	13 短期入所	2千円／利用者	200千円／事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	—	—
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）	—	—
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）	—	—
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）	—	—
	18 福祉型障害児入所施設	—	—
	19 医療型障害児入所施設	—	—
訪問系	20 居宅介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	21 重度訪問介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	22 同行援護	2千円／利用者	200千円／事業所
	23 行動援護	2千円／利用者	200千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	25 保育所等訪問支援	2千円／利用者	200千円／事業所
相談系	26 計画相談支援	1.5千円／利用者	200千円／事業所
	27 地域移行支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	28 地域定着支援	—	—
	29 障害児相談支援	2.5千円／利用者	200千円／事業所
対象経費の例	/		「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用 ・長机、飛沫防止パネルの購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する経費 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のため内装改修費
交付額の算定	・1利用者につき1回まで助成することができる。		・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。
<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った事業所。 ・在宅サービス事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。 <p>※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>			

(5) 都道府県の事務費支援事業

基準額	厚生労働大臣が必要と認める額
交付額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。